

吸収合併に関する事後開示書面
(吸収合併に関する事後備置書面)

2025年4月1日

カシオ計算機株式会社

2025年4月1日

東京都渋谷区本町一丁目6番2号
カシオ計算機株式会社
代表取締役 社長 CEO 増田 裕一

吸収合併に関する事後開示書面

(会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に基づく事後備置書面)

カシオ計算機株式会社（以下「吸収合併存続会社」という。）は、カシオエステート株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）との間で、2025年1月30日付で吸収合併契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行いましたので、本件合併に関する事後開示をいたします。

記

1. 本件合併が効力を生じた日

2025年4月1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1) 本件合併の差止請求

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であったため、本件合併の差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

吸収合併消滅会社は、吸収合併存続会社の完全子会社であったため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 新株予約権買取請求

吸収合併消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

吸収合併消滅会社は、会社法第789条第2項の規定に基づき、2025年2月17日付で官報による公告を行い、知れたる債権者に対しては個別の催告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1) 本件合併の差止請求

本件合併は、会社法第796条第2項に定める簡易合併に該当するため、本件合併の

差止請求について該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本件合併は、会社法第 796 条第 2 項に定める簡易合併に該当するため、反対株主の株式買取請求について該当事項はありません。

(3) 債権者の異議

吸収合併存続会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2025 年 2 月 17 日付で官報公告及び電子公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 本件合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

吸収合併存続会社は、本件合併の効力発生日をもって、吸収合併消滅会社の一切の資産、負債及びその他の権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第 921 条の変更の登記をした日
2025 年 4 月 7 日 (予定)

7. その他本件合併に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上

別紙

吸収合併に関する事前開示書面
(吸収合併に関する事前備置書面)

2025年2月17日

カシオ計算機株式会社

カシオエステート株式会社

2025年2月17日

東京都渋谷区本町一丁目6番2号
カシオ計算機株式会社
代表取締役 社長 CEO 増田 裕一

東京都渋谷区本町一丁目6番2号
カシオエステート株式会社
代表取締役 社長 高野 晋

吸収合併に関する事前開示書面

(吸収合併存続会社:会社法第794条第1項及び会社法施行規則第191条に基づく事前備置書面)

(吸収合併消滅会社:会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づく事前備置書面)

カシオ計算機株式会社（以下「吸収合併存続会社」という。）及びカシオエステート株式会社（以下「吸収合併消滅会社」という。）は、2025年1月30日付で、吸収合併契約を締結し、2025年4月1日を効力発生日とする吸収合併（以下「本件合併」という。）を行うことといたしました。ここに本件合併に関する事前開示をいたします。

なお、本件合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

吸収合併存続会社は、吸収合併消滅会社の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、吸収合併消滅会社の株主に対してその保有する吸収合併消滅会社の株式に代わる金銭等の対価を交付しません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 本件合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(1) 吸収合併存続会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象

別紙3のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社

①最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙4のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社

財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。

6. 本件合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併の効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件合併の効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務について履行の見込みがあると判断しております。

7. 事前開示開始日後の上記事項の変更

事前開示開始日後に、上記の事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上

別紙1 吸収合併契約書



吸収合併契約書

カシオ計算機株式会社（以下「甲」という。）とカシオエステート株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり吸収合併に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

1. 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本件合併」という。）。
2. 甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

吸収合併存続会社（甲）

商号：カシオ計算機株式会社

住所：東京都渋谷区本町一丁目6番2号

吸収合併消滅会社（乙）

商号：カシオエステート株式会社

住所：東京都渋谷区本町一丁目6番2号

第2条（本件合併に際して発行する株式等）

甲は、乙の発行済株式の全てを保有しているため、本件合併に際して、乙の株主に対してその保有する乙の株式に代わる金銭等の対価を交付しない。

第3条（資本金及び準備金の額）

本件合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第4条（効力発生日）

本件合併の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、本件合併のための手続の進行に応じ必要あるときは、甲乙協議してこれを変更することができる。

第5条（合併承認総会）

甲は、会社法第796条第2項の規定により、乙は、同法第784条第1項の規定により、それぞれ、本契約につき株主総会の承認を得ることなく本件合併を行う。

第6条（会社財産の引継）

乙は、2024年12月31日現在の貸借対照表その他同日の計算を基礎とし、これに効力発生日に至るまでの増減を加除した一切の資産負債及び権利義務を包括的に効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第7条（契約の変更及び解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により甲又は乙の資産又は経営状態に重大な変動を生じたときは、協議の上本件合併の条件を変更し又は本契約を解除することができる。

第8条（協議事項）

本契約に規定するもののほか、本件合併に関し必要な事項があるときは、本契約の趣旨に基づいて甲乙協議してこれを定める。

本契約を証するため本書1通を作成し、各自記名押印のうえ甲が保有し、乙がその写しを保有する。なお、本契約を電子署名により締結する場合には、本契約の成立を証するため本書の電磁的記録を作成し、各自電子署名を施したうえで、その電磁的記録を保管する。

2025年1月30日

甲 東京都渋谷区本町一丁目6番2号

カシオ計算機株式会社

代表取締役 社長 CEO 増田 裕



乙 東京都渋谷区本町一丁目6番2号

カシオエステート株式会社

代表取締役 社長 高野 晋



事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

<全般概況>

当期における国内外の経済環境は、北米は堅調に推移しましたが、欧州では金融引き締めが継続しており、景気が足踏みしました。とりわけ中国では不動産市況の低迷や厳しい雇用環境を背景に個人消費も低調となり、景気減速が続きました。また、中東情勢の不安定化による地政学リスクの高まりや為替変動による影響等もあり、先行き不透明な状況が続きました。

このような環境のもと、当グループは中期事業計画3ヶ年の前半を「収益基盤強化期」と位置付けており、初年度である当期は、収益改善施策・基盤強化施策の実行、成長領域への戦略投資により事業構造の立て直しに注力してまいりました。

収益改善施策・基盤強化施策としては、事業環境変化に則して不採算事業領域の構造改革に取り組んでまいりました。また、資産の有効活用として遊休不動産の売却、株主還元の強化、ガバナンス強化を進めてまいりました。成長領域への戦略投資としては、「G-SHOCK」や「Privia」のブランディングや、教育アプリビジネスへの積極投資によるビジネスモデルの転換加速、また、DX投資によるデジタルマーケティング、バリューチェーン改革の加速に取り組んでまいりました。

当期の当グループ業績は、コロナ禍で抑制していた政策投資を積極的に活用しブランドの認知拡大や新たな価値軸としての確立を目指したものの、消費需要減少等の影響を受けました。

これらの結果、当期の売上高は2,688億円、営業利益は142億円、経常利益は179億円、親会社株主に帰属する当期純利益は119億円、1株当たり当期純利益（EPS）は50円91銭となりました。

売上高

2,688億円

(前期比 1.9%増)

営業利益

142億円

(前期比 21.8%減)

経常利益

179億円

(前期比 8.4%減)

親会社株主に帰属する
当期純利益

119億円

(前期比 8.9%減)

<セグメント別概況>

時計 セグメント

売上高

1,670億円
(前期比6.1%増)

営業利益

208億円

中国市場の回復が想定より低調であったものの、欧州が堅調に推移したことに加え、全体としては緩やかな回復傾向にあり、増収となりました。

コンシューマ セグメント

売上高

845億円
(前期比2.1%減)

営業利益

19億円

EdTech(教育)は、電子辞書が低調に推移したものの、関数電卓はコロナ後の教育現場の正常化が進み、増収となりました。

サウンド(楽器)は、巣ごもり需要の反動による需要の落ち込みと市場の減速により、減収となりました。

システム セグメント

売上高

125億円
(前期比14.3%減)

営業利益

△25億円

事業の見直しを進める過程により、減収となりました。

その他 セグメント

売上高

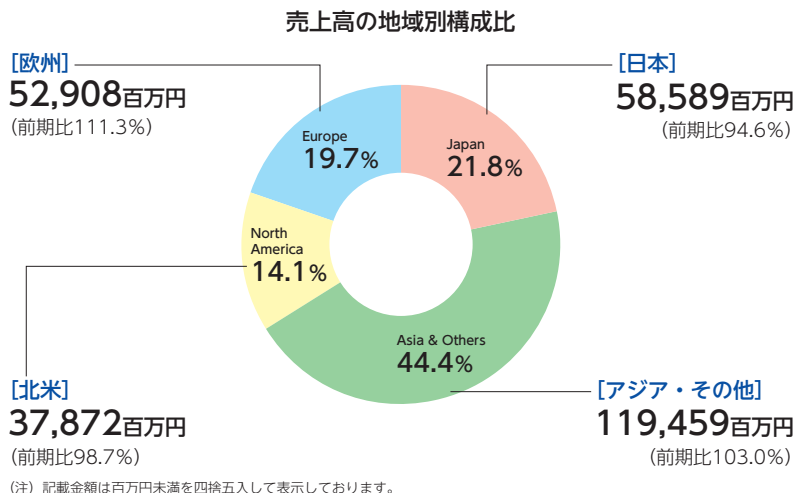
47億円
(前期比12.3%減)

営業利益

1億円

当セグメントは、成形部品、金型などグループ会社の独自事業等であります。

売上高の地域別構成比は次のとおりであります。



(2) 設備投資の状況

当期における設備投資につきましては、新製品対応及び生産能力増強のための生産設備を中心に、技術研究開発の投資を含め、当グループ全体で総額46億円の投資を行いました。セグメント別の内訳は、時計23億円、コンシューマ18億円、システム1億円、その他1億円であります。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達につきましては、サステナブルファイナンスにより255億円の長期借入を実施し、同額の有利子負債返済に充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当グループは経営理念「創造 貢献」を軸に2030年に向け企業価値を最大化するための基本方針を策定し推進しております。これまで成長の推進力となってきた“新たな価値軸の創造”、経営課題と位置付ける“コアブランドの育成・確立”など価値創造を推進する「コア戦略」と、人材や組織・事業体制などを強化する「基盤戦略」を推進していくことで、カシオらしさを発揮しながら一つひとつ課題を克服し持続的な成長を目指しております。

①収益基盤強化とイノベーション創造

当グループは2024年3月期から2026年3月期までの3ヶ年中期経営計画を推進しており、前半を「収益基盤強化期」と位置付け、収益改善施策・基盤強化施策の実行と、成長領域への戦略投資により事業構造の立て直しに取り組んでおります。

- 1) 時計事業 …………… 「G-SHOCK」において、タフネス技術を起点とした新デザインカテゴリーの商品開発と地域密着型エリアプロモーションの実施により、中・高価格帯流通の拡大を図ってまいります。また、注力地域であるインド・アセアン市場の拡大加速及び、直営店・直販ECビジネスの拡大を推進してまいります。
- 2) EdTech(教育)事業 …… 関数電卓は、新興国を中心に教育需要の創出や教育関係者とのネットワーク強化を進めるとともに、教育アプリ「ClassPad.net」はユーザーの囲い込みに注力してまいります。
- 3) サウンド(楽器)事業 …… 電子ピアノ「Privia」や「CELVIANO」のブランド認知度の拡大と高付加価値ジャンルのシェア拡大を継続的に取り組むとともに、コストダウン、サプライチェーン強化を継続し収益構造の見直しによる利益改善を図ってまいります。
- 4) システム事業 …………… PA（ハンディターミナル）事業の新規開発停止、新規顧客への販売停止、及びSA（電子レジスター）事業を終息させ、成長領域に集中して取り組んでまいります。

事業構造の立て直しにより収益基盤強化を図り、より成長性の高いコア事業、ネクストコア領域へ成長投資していく「変革・イノベーション創造期」へと繋げることで持続的な成長を目指してまいります。

②資本収益性・資本効率性を意識した経営

当グループは、キャピタルアロケーション方針に基づき、バランスシートの効率化によりフリー・キャッシュ・フローの創造に努めるとともに、財務安全性を確保しながら手元資金を有効活用し、コア事業への成長投資及びアライアンス等の戦略投資を促進することで、中長期的な成長とROEの持続的な向上を図ってまいります。また、資本コストを意識した事業活動の推進及び株主還元強化により資本効率性の改善を図ることで、引き続き企業価値の向上を目指してまいります。

③事業を通じたサステナブルな社会への貢献

当グループにとってのサステナビリティとは、「創造 貢献」という経営理念のもと、企業活動を通じて当グループと社会の持続的成長を目指すことと考えております。当グループが提供する多くの製品・サービスは一般消費者向けであり、当グループが持つ技術と創造力をもって、お使いいただく方たちにとって日々の暮らしをより豊かにするとともに、地球環境保全にも貢献することが使命であり、重要であると考えております。

時計事業においては、再生可能な有機資源由来の物質を原料とするバイオマスプラスチックを使用しても過酷な環境下で強度・耐久性を保持する「G-SHOCK」を開発・設計・製造し、販売しております。また、当グループは地球全体の大きな環境問題である「脱炭素社会の実現」を推進しています。国内外の主要拠点での再生可能エネルギーへの切り替えを推し進め、脱炭素2050年実質ゼロに向けたエネルギー戦略を実践しています。さらに、組織や社員のパフォーマンスを最大化し、企業価値向上につながる人的資本経営を強化するなど、企業成長と社会発展の両軸を重視したサステナビリティ経営を引き続き強化してまいります。

④コーポレート・ガバナンス機能の強化・充実

当社は、持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、迅速な意思決定や適切な業務執行とともに、経営監視機能の強化を重要課題と位置付けており、2023年より、監督機能と執行機能の分離をもう一段進めるべく会長が経営の監督を、社長が経営の執行を担当する新経営体制に移行いたしました。また、当社のビジネス特性と将来像を見据えつつ、取締役会の監督機能が自律的かつ継続的に発揮できるよう、取締役に対して期待する知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスの見直しを行うとともに、取締役会の実効性をさらに高めコーポレート・ガバナンス体制の充実を図るため、社外取締役を1名増員することといたしました。当グループは企業価値の向上と持続的な成長を実現できる強固な経営基盤を形成するべくコーポレート・ガバナンス機能の強化・充実を推進するとともに、引き続き健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成にも努めてまいります。

また、2023年10月、教育アプリ「ClassPad.net」のシステムへの不正アクセスにより、当システムに登録されている国内外の一部のお客様の個人情報、外部に漏えいしたことが判明いたしました。当グループではこのような事態が発生したことを厳粛に受け止め、ネットワーク経路及びデータベースに対し、セキュリティ強化施策を行うなど技術的な安全管理を強化するとともに、運用管理面では、セキュリティ運用ルールの見直し、及びセキュリティ対策に関する教育を行う等、再発防止を図りました。今後もこれらの施策を継続しセキュリティ強化に取り組んでまいります。

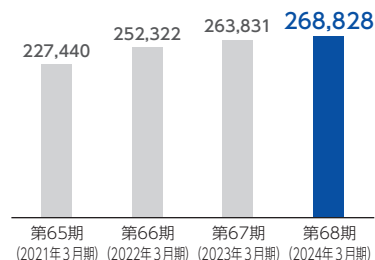
当社の経営理念である「創造 貢献」という考え方は、当社独自の強みを最大限に活かし、時代の変化に合わせて常に新しい文化を創造することで、世の中の役に立ち続ける、ということの意味しています。当グループは、この貢献のための創造を通じて、人々の暮らしの中に溶け込み、必要としてくれる人にとって最も大切な存在となるような、新しい価値を生み出し続ける企業を目指しています。

株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご理解とご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

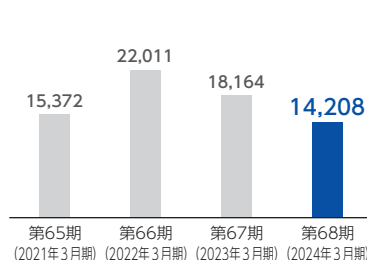
売上高

(単位：百万円)



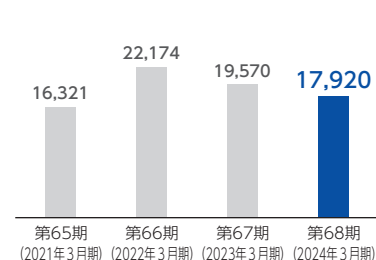
営業利益

(単位：百万円)



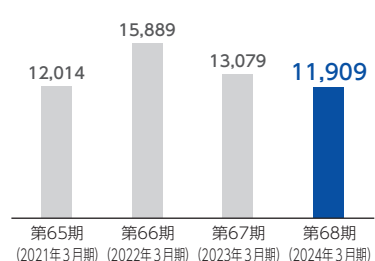
経常利益

(単位：百万円)



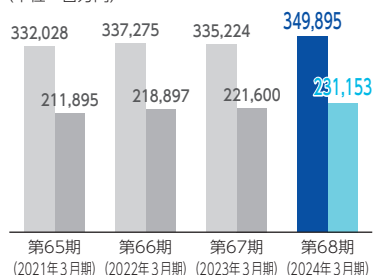
親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



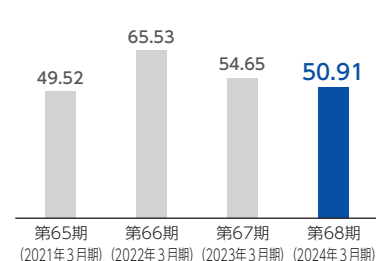
総資産／純資産

(単位：百万円)



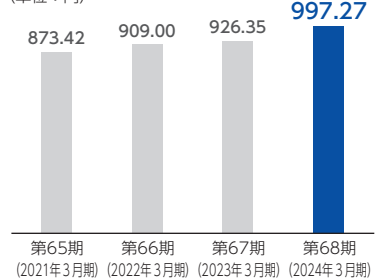
1株当たり当期純利益

(単位：円)



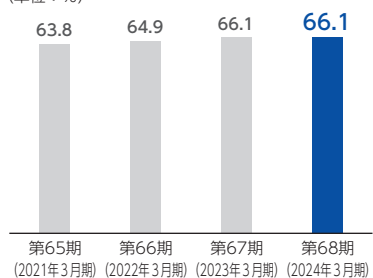
1株当たり純資産額

(単位：円)



自己資本比率

(単位：%)



区分		第65期 (2021年3月期)	第66期 (2022年3月期)	第67期 (2023年3月期)	第68期(当期) (2024年3月期)
売上高	(百万円)	227,440	252,322	263,831	268,828
営業利益	(百万円)	15,372	22,011	18,164	14,208
経常利益	(百万円)	16,321	22,174	19,570	17,920
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	12,014	15,889	13,079	11,909
1株当たり当期純利益	(円)	49.52	65.53	54.65	50.91
総資産	(百万円)	332,028	337,275	335,224	349,895
純資産	(百万円)	211,895	218,897	221,600	231,153
1株当たり純資産額	(円)	873.42	909.00	926.35	997.27
自己資本比率	(%)	63.8	64.9	66.1	66.1

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第66期の期首から適用しており、第66期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率 (%)	主要な事業内容
山形カシオ株式会社	1,500百万円	100.0	電子時計・電卓・システム機器・部品等の製造
Casio America, Inc.	80,000千米ドル	100.0	当社製品の販売
Casio Europe GmbH	20,440千ユーロ	100.0	当社製品の販売
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	73,000千香港ドル	100.0	電子時計・電卓・電子楽器等の製造
カシオ電子(深圳)有限公司	5,981千米ドル	100.0	電子時計の設計・製造
カシオ(中国)貿易有限公司	8,800千米ドル	100.0	当社製品の販売
カシオ電子科技(中山)有限公司	9,000千米ドル	100.0	電子辞書・電卓・電子楽器等の製造
カシオ電子(韶関)有限公司	20,000千米ドル	100.0	電子時計の製造
Casio Singapore Pte., Ltd.	30,000千シンガポールドル	100.0	当社製品の販売
Casio (Thailand) Co., Ltd.	1,020,000千バーツ	100.0	電子時計・電卓の製造

(7) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当グループは、時計、コンシューマ、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業を営んでおります。

主要な製品は次のとおりです。

セグメント	製品名
時計	ウォッチ、クロック 等
コンシューマ	電子辞書、電卓、電子文具、電子楽器 等
システム	ハンディターミナル、電子レジスター、経営支援システム 等
その他	成形部品、金型 等

(8) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社	東京都渋谷区本町一丁目6番2号
羽村技術センター	東京都羽村市栄町三丁目2番1号
八王子技術センター	東京都八王子市石川町2951番5号

② 重要な子会社

名称	所在地	名称	所在地
山形カシオ株式会社	山形県東根市	カシオ（中国）貿易有限公司	中国 上海市
Casio America, Inc.	New Jersey U.S.A.	カシオ電子科技（中山）有限公司	中国広東省 中山市
Casio Europe GmbH	Norderstedt Germany	カシオ電子（韶関）有限公司	中国広東省 韶関市
Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	Hong Kong	Casio Singapore Pte., Ltd.	Singapore
カシオ電子（深圳）有限公司	中国広東省 深圳市	Casio (Thailand) Co., Ltd.	Nakhonratchasima Thailand

(9) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)
9,594	減 138

(注) 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
2,480	減 45	45.7	16.7

(注) 使用人数は、就業人員（臨時従業員を除く）を記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三井住友銀行	26,500
株式会社三菱UFJ銀行	8,000
三井住友信託銀行株式会社	8,000

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 471,693,000株

(2) 発行済株式の総数 241,520,914株

(3) 株主数 43,580名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	42,684	18.42
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	24,136	10.41
日本生命保険相互会社	12,985	5.60
株式会社S M B C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	7,894	3.41
株式会社S M B C信託銀行 (樫尾創業家信託口)	6,672	2.88
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	5,470	2.36
株式会社三菱UFJ銀行	4,097	1.77
株式会社三井住友銀行	3,679	1.59
樫尾隆司	3,607	1.56
公益財団法人カシオ科学振興財団	3,350	1.45

- (注) 1. 当社は自己株式を9,735,768株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、当該株式数は株主名簿上の数であり、実質的な保有株式数は9,734,768株です。
2. 持株比率は自己株式 (9,735,768株) を控除して計算しております。
3. 株式会社S M B C信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口) の持株数7,894千株は、株式会社三井住友銀行が議決権行使の指図権を留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	36,827株	5名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告38頁「4 会社役員に関する事項 (2) 取締役の報酬等 ① 当事業年度に係る報酬等の総額」に記載しております。

2. 監査等委員である取締役及び社外取締役は交付対象外です。

(6) その他株式に関する重要な事項

① 自己株式の取得

2023年5月11日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

- 1) 取得した株式の種類及び数：当社普通株式7,500千株
- 2) 取得価額の総額：9,117百万円
- 3) 取得した期間：2023年5月12日から2023年8月31日

② 自己株式の消却

2023年5月11日付取締役会の決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

- 1) 消却した株式の種類及び数：当社普通株式7,500千株
- 2) 自己株式消却額：10,191百万円
- 3) 消却後の発行済株式の総数：241,520,914株
- 4) 消却した日：2023年9月29日

3 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長	榎 尾 和 宏	
代表取締役 社長	増 田 裕 一	CEO 兼 CHRO
取締役 常務執行役員	高 野 晋	CFO
取締役 常務執行役員	榎 尾 哲 雄	CS本部長
取締役 執行役員	山 岸 俊 之	コーポレートガバナンス戦略担当
取締役	尾 崎 元 規	
取締役	数 原 英 一 郎	三菱鉛筆株式会社 代表取締役 会長、富士急行株式会社 社外監査役
取締役 (監査等委員)	阿 部 博 友	名古屋商科大学ビジネススクール 教授、株式会社アウトソーシング 社外取締役
取締役 (監査等委員)	千 葉 通 子	千葉公認会計士事務所 公認会計士、株式会社NTTドコモ 社外取締役 (監査等委員)、株式会社ニコン 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (常勤監査等委員)	山 口 昭 彦	

- (注) 1. 取締役 中山仁氏は、2023年6月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
2. 増田裕一氏及び数原英一郎氏は2023年6月29日開催の第67回定時株主総会で新たに選任された取締役であります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために山口昭彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 取締役 (監査等委員) 阿部博友氏は、大学院における法律・経営分野に関する研究及び教授職等の経験を通じて、法律・経営分野に関する相当程度の知見を有しております。
5. 取締役 (監査等委員) 千葉通子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 取締役 (常勤監査等委員) 山口昭彦氏は、当社入社以来、営業管理業務に長年携わりながら、グループ会社を中心とした内部統制や全社の経営改革プロジェクトの経験を有しております。
7. 取締役 数原英一郎氏の兼職先である三菱鉛筆株式会社及び富士急行株式会社と当グループとの間には特別の関係はありません。
8. 取締役 (監査等委員) 阿部博友氏の兼職先である名古屋商科大学及び株式会社アウトソーシングと当グループとの間には特別の関係はありません。
9. 取締役 (監査等委員) 千葉通子氏の兼職先である千葉公認会計士事務所と当グループとの間には特別の関係はありません。同氏の兼職先である株式会社NTTドコモと当グループとの間には当社製品販売の取引がありますが、直近の事業年度における取引額は、当グループの連結売上高の1%未満であり、特別の関係を生じさせる重要性はありません。同氏の兼職先である株式会社ニコンと当グループとの間には特別の関係はありません。
10. 取締役 尾崎元規及び数原英一郎の各氏並びに取締役 (監査等委員) 阿部博友及び千葉通子の各氏は、会社法に定める社外取締役であります。また、各氏は東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
11. 当社は、取締役 尾崎元規及び数原英一郎の各氏並びに取締役 (監査等委員) 阿部博友、千葉通子及び山口昭彦の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。
12. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、執行役員、管理職従業員及び子会社の取締役、監査役、執行役員、管理職従業員であります。なお、保険料は会社負担としており、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことで発生する損害賠償金、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる争訟費用等の損害が補填されることとなります。
13. 取締役 (監査等委員) 千葉通子氏は、2023年6月22日付でTDK株式会社 社外監査役を退任いたしました。また、同氏は2023年6月

29日付で株式会社ニコンの社外取締役（監査等委員）に就任いたしました。

14. 2024年4月1日付で代表取締役社長 CEO 兼 CHRO 増田裕一氏は代表取締役社長 CEO となりました。

（ご参考）2024年4月1日現在の上記の取締役兼務者以外の執行役員の氏名及び担当業務は次のとおりです。

櫻尾 隆 司	専務執行役員	コーポレートコミュニケーション本部長
太田 伸 司	常務執行役員	EdTech事業部長
伊東 重 典	常務執行役員	営業本部長
河合 哲 哉	常務執行役員	開発本部長
篠田 豊 可	執行役員	環境戦略・次世代環境構築担当
稲田 能 之	執行役員	物流部長
田村 誠 治	執行役員	IR・財務戦略担当
加藤 朋 生	執行役員	カシオアメリカ 会長
鳴瀧 康 正	執行役員	経営統轄部長
田中 徹	執行役員	カシオ中国 董事長
山下 和 之	執行役員	カシオヨーロッパ GmbH 社長
藤井 茂 樹	執行役員	カシオヒューマンシステムズ 社長 兼 SMBソリューション・エンタープライズ推進担当
福士 卓	執行役員	生産本部長
高橋 和 典	執行役員	時計BU 事業部長
柳 和 央	執行役員	開発本部 事業イノベーションセンター長
小野 哲 郎	執行役員	営業本部 海外営業統轄部長
川合 義 宣	執行役員	営業本部 国内営業統轄部長
小林 康 裕	執行役員	CHRO

(2) 取締役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬		
			賞与	譲渡制限付 株式報酬	
取締役（監査等委員を除く）	216	133	40	43	8
（うち社外取締役）	(21)	(21)	(-)	(-)	(2)
取締役（監査等委員）	36	36	-	-	3
（うち社外取締役）	(21)	(21)	(-)	(-)	(2)
合計	253	169	40	43	11

（注）1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 上記には、2023年6月29日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬としての賞与については、業績伸長、企業価値向上及び社会の持続的成長に向けた取り組み強化を図るための経営努力の結果を基礎に評価・決定しています。具体的には、財務目標（評価指標は連結決算における営業利益・売上高・ROE）及び非財務目標（サステナビリティ指標）の達成度、並びに各指標の前事業年度実績との比較を評価の上、決定しています。なお、当事業年度の役員報酬の評価指標とした連結決算における売上高は目標2,750億円に対し実績2,688億円、営業利益は目標180億円に対し実績142億円、ROEは当期純利益目標140億円ベースのROE 6.3%に対し実績5.3%でした。

③ 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としての株式報酬については、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とし、譲渡制限付株式報酬を導入しています。この個人別付与株数は個人別の報酬年額の一定比率相当額を株価^(※)で除した数としています。なお、取締役退任まで譲渡制限を付しています。（※）発行決議取締役会の前日終値

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬額については、2019年6月27日開催の第63回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、年額4億円以内（うち社外取締役分年額3千万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役は、年額7千万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、5名（うち社外取締役1名）、監査等委員である取締役の員数は、3名です。また、譲渡制限付株式報酬については、当該定時株主総会において、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）に対して、上記取締役報酬額の枠内で年額1億円以内（普通株式総数は年80,000株以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は、4名です。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）の原案を作成するよう報酬委員会に諮問し、その答申内容を尊重して2021年3月25日開催の取締役会において決定方針を決議しました。

イ. 決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下同じ）の報酬は、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるべく、以下の2点を基本方針とする。

- ・ 外部人材の登用を見据えた市場競争力のある報酬水準であること
- ・ 健全な企業家精神の発揮に資するインセンティブとなること

報酬水準は、市場ベンチマークを参照したうえで、職務毎の役割期待に応じて設定する。

社外取締役以外の取締役の報酬は、固定報酬と業績連動報酬である賞与及び株式報酬にて構成し、社外取締役の報酬については、その職務に鑑み固定報酬のみとする。

報酬の構成割合は、業績連動報酬をより重視し、固定報酬を60%・業績連動報酬を40%とする（業績連動報酬の内訳は、賞与25%・株式報酬15%）。ただし、個別の役割により比率調整をする場合がある。

報酬の支払時期は、毎年7月～翌6月を報酬年額の支給対象期間とし、固定報酬は月額を毎月支給する。

賞与は12月及び6月に支給し、株式報酬は7月に一括付与とする。

ウ. 当事業年度に係る取締役会の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
個人別の報酬決定に当たり、「⑥取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項」に記載のとおり、
報酬委員会の答申に基づき報酬委員会委員である取締役と協議し決定しているため、取締役会も決定方針に沿
うものであると判断しております。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

社外取締役を委員長とする報酬委員会は、取締役の報酬について、取締役会の諮問に応じ報酬制度および報酬水
準等を審議し、取締役会に答申しております。取締役会は報酬委員会の答申に基づき、株主総会で決議された報
酬枠内かつ報酬の決定方針に則り個人別の報酬を決定する旨を、代表取締役 会長 樫尾和宏氏及び代表取締役 社
長 増田裕一氏に委任しております。代表取締役 会長及び代表取締役 社長は、経営の監督と執行の双方の視点に
基づき、報酬委員会委員である取締役と協議の上、報酬委員会の答申に基づき、個人別の報酬を決定しておりま
す。個人別の報酬決定を代表取締役 会長及び代表取締役 社長に委任する理由は、当社全体の業績等を俯瞰しつ
つ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役 会長及び代表取締役 社長が最も適しているからでありま
す。

(3) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

氏名	主な活動状況及び社外取締役の期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 尾崎元規	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、長年にわたり大手企業の経営者を務めた豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会の委員長及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。
取締役 数原英一郎	取締役に就任した2023年6月29日以降開催された取締役会10回の全てに出席し、長年にわたり大手企業の経営者を務めた豊富な経験と高い見識に基づいた客観的かつ多角的な視点から、当社の経営全般についての非常に有用な発言・提言を随時行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。
取締役（監査等委員） 阿部博友	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、総合会社における豊富な海外勤務経験や、大学院における法律・経営分野に関する研究及び教授職等の経験に基づく専門的見地から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会の委員及び報酬委員会の委員長として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、その委員長を務めるとともに、監査結果についての意見交換等、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 千葉通子	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、公認会計士としての財務及び会計に関する専門的見地や豊富な監査経験から、当社の経営全般について活発に発言を行い、取締役会の議論の活性化や実効性の向上に大いに貢献しております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として、取締役選任プロセスの透明性及び実効性の向上に向けた議論、取締役報酬決定プロセスの検討に関する議論においても貢献しております。なお、当事業年度において開催された監査等委員会13回の全てに出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	92

(注) 1. 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるデューデリジェンスに係る業務についての対価を支払っております。

4. 監査等委員会は、会計監査人及び社内関係部署から収集した情報等に基づき、監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

(3) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の重要な子会社の計算関係書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、Casio America, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子(深圳)有限公司、カシオ(中国)貿易有限公司、カシオ電子科技(中山)有限公司、カシオ電子(韶関)有限公司、Casio Singapore Pte., Ltd.及びCasio (Thailand) Co., Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図る者であるべきと考えております。

現時点では特別な防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社は、『創造 貢献』の経営理念に基づき、「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオビジネスコンダクトガイドライン」を定め、以下のとおり、業務の適正を確保するための体制を整備しております。

① 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則に基づき、法定事項並びに当社及びグループ会社の経営に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督することにより、法令、定款に反する行為を未然に防止する。
- ・職務の遂行に係る各種法令を遵守するべく、必要に応じて方針・規程・規則等の文書類を整備し、内部統制委員会を始めとする各種委員会での審議・検討を経て、ルールの周知・徹底を図る。
- ・法令違反行為等に関する問題を相談又は通報する窓口として「公益通報ホットライン」を社内外に設置し、整備・運用を図る。通報者に対しては不利益のないことを確保する。
- ・市民社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切関わりを持たず、不当要求に対しては組織全体として毅然とした対応をとる。
- ・上記ルールの妥当性と運用の適切性について内部監査等、継続的な見直しによる改善を行い、不祥事の未然防止を図る。

② 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役及び使用人の職務執行に係る情報は「文書管理規程」、その他の規則に基づき、各担当部門が保存及び管理する。

③ 当社及びグループ会社における損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、「リスク管理規程」に基づき、内部統制委員会の下で関連部門と事務局が一体となって推進する体制を確立する。
- ・製品安全リスクについては、製品の安全に対するお客様の信頼に応えることが経営上の重要な課題であるとの認識のもと「製品安全に関する基本方針」を定め、推進体制を構築する。

④ 当社及びグループ会社における取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社及びグループ会社の経営上の重要案件は、取締役会で審議・決定する仕組みをとり、原則として毎月1回以上開催することにより経営の意思決定を合理的かつ迅速に行う。
- ・業務執行上の重要事項については、当社の執行役員及び取締役（監査等委員含む。）が出席する経営会議で審議・決定し、グループ横断的な調整や対策がスムーズに実施できる仕組みをとる。
- ・執行手続の詳細については、「業務執行決裁権限規程」、「グループ会社決裁権限規程」に定める。
- ・グループ会社は、連結ベースの経営計画、グループ会社決裁権限規程、各種グループ基本方針等に基づき、職務執行体制を構築する。

⑤ 当社及びグループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ・業務の適正を確保するために「カシオ創造憲章」、「カシオ行動指針」、「カシオビジネスコンダクトガイドライン」を基礎として、諸規程を定める。
- ・当社は、グループ会社担当役員制度によりグループ会社ごとに当社の取締役あるいは執行役員を担当に割り当て、「グループ会社決裁権限規程」に従い、当社への決裁・報告制度によるグループ会社経営の管理を行い必要に応じてモニタリングを行う。
- ・財務報告の適正性及び信頼性を確保すべく推進体制を構築し、業務フロー及び財務報告に係る内部統制を点検のうえ、文書化し、評価、改善を行う。

⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき使用人を任命する。
- ・監査等委員会を補助すべき使用人の任命、異動、評価、懲戒に関する事項は、監査等委員会の事前同意を必要とする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制と監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・当社の取締役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、遅滞なく当社監査等委員会に報告する。

- ・グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又はグループ会社に著しい影響を及ぼすおそれのある事実を発見したときや法令又は定款に違反する事実その他不正な業務の執行が行われた事実があるときは、当社のグループ会社担当役員に遅滞なく報告し、当該担当役員は遅滞なく当社監査等委員会に報告する。
- ・グループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社からの経営管理・経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社監査等委員会に報告する。
- ・当社の取締役及び使用人並びにグループ会社の取締役、監査役及び使用人は、当社監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報の提供を行う。
- ・当社内部監査部門は当社及びグループ会社の監査結果を定期的に当社監査等委員会に報告する。
- ・公益通報ホットライン事務局は通報状況・処理状況を当社監査等委員会に報告する。
- ・当社監査等委員会へ報告をした者に対しては不利益のないことを確保する。
- ・当社監査等委員会が当社に対して職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等を請求したときは速やかに処理する。
- ・当社監査等委員会は、当社内の重要な会議に出席できる。
- ・当社及びグループ会社の重要な稟議書は決裁終了後、当社監査等委員会に報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において決議された「業務の適正を確保するための体制」に基づき、当社及びグループ会社の内部統制システムを整備し運用しております。

① リスク・コンプライアンス体制

- ・リスク・危機管理、コンプライアンス、情報セキュリティ等の内部統制に関する機能をグループ横断的に管理し、漏れや重複の無い有効なリスク管理体制を実現・監督することを目的として内部統制委員会を設置しております。グローバルレベルで、あらゆるリスクの棚卸しを行い、対応方針や運用体制などを確認、監督するとともに、対処すべき課題への具体的な対応を審議・決定しております。また、内部統制委員会は、内部統制の状況に関し、定期的に取締役会に報告するとともに、重大な不備などを発見した場合には随時社長及び取締役会に報告し、その対応を協議することとしております。
- ・なお、当グループにおける内部統制体制の適切性は内部監査部門が監査しております。
- ・当グループにおける全ての組織が、「リスク管理基本方針/リスク管理規程」に基づき、日常業務の中でリスクの認識・評価・低減活動を主体的に繰り返し行うことによるリスクの未然防止に努めております。
- ・当グループにおけるコンプライアンス業務の統轄管理組織として、法務部コンプライアンス室を設置し事業推進における法令遵守の徹底を図るとともに、関連する法令に関する主管部門が的確な対応を行っていることを

内部統制委員会で確認しております。

- ・大規模災害に際しての事業継続計画の方針と基本的考え方を規定した「事業継続計画・綱領」及び災害に対する事前準備と災害発生直後の行動を示した「事業継続マニュアル」を制定しております。
- ・公益通報ホットラインに寄せられた通報に対しては適正に対応しており、その処理状況などについて定期的に監査等委員会に報告しております。
- ・反社会的勢力への対応として、不当要求防止責任者を関連部門に設置するほか、不当要求対応マニュアルの周知・徹底を図っております。
- ・「製品安全に関する基本方針」に基づき、製品安全に関する自主行動計画を策定・推進し、継続的な改善を行っております。また、全社品質高揚委員会を年2回開催し、品質の可視化、品質情報の共有化、品質方針・施策の決議などを行い、各事業部門の品質保証活動に展開しております。
- ・取締役及び使用人が法令遵守及び倫理的観点での適切な行動をとるための行動規範である「カシオビジネスコンダクトガイドライン」を定め周知・徹底を図るとともに、インテグリティ・カルチャーの醸成に努めております。

② 職務執行の効率性及び適正性の確保

- ・取締役会は、法令、定款及び取締役会規則で定められた付議基準に基づき必要な事項を決定し、取締役の職務執行を監督しております。
- ・取締役会を原則毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度は14回開催いたしました。取締役会規則で付議事項を詳細に定め、それに基づき経営の重要案件を審議・決定しております。業務執行の効率性・機動性を高めるため、付議基準に満たない事項については経営会議、執行役員等に権限委譲しております。
- ・業務執行上の重要事項については、経営会議を原則週次で開催し審議・決定しております。経営会議規程で定めた重要案件について、重要部門の執行責任者が出席し、効率的かつ機動的な業務執行に繋げております。
- ・グループ会社管理については、担当役員による事業審議会の実施や事業計画の進捗管理のほか、「グループ会社決裁権限規程」で特定された重要項目について当社への決裁・報告を実施しております。また、当社内部監査部門による監査の実施など、問題点の早期発見、迅速な意思決定、適正な業務執行を図っております。
- ・財務報告の適正性及び信頼性の確保を目的に基本方針を定め、情報開示委員会を設置し、推進しております。

③ 監査等委員会の監査の実効性の確保

- ・監査等委員会は、取締役会及び各種の重要な会議・委員会に出席するほか、代表取締役との定期的な会合、当社及びグループ会社の取締役や使用人などからの聴取や報告、重要事項の決議書類の閲覧などを通して、厳正な監査を実施しております。

- ・ 監査等委員会は、会計監査人や内部監査部門からの監査報告、意見・情報交換を行うなど相互の連携を図っております。
- ・ 監査等委員会のサポートをするための専任の監査スタッフを配置しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	246,304
現金及び預金	98,962
受取手形	152
電子記録債権	1,022
売掛金	31,185
有価証券	45,698
棚卸資産	61,574
その他	8,111
貸倒引当金	△400
固定資産	103,591
有形固定資産	57,404
建物及び構築物	12,759
機械装置及び運搬具	2,389
工具、器具及び備品	2,752
土地	31,865
リース資産	6,917
建設仮勘定	722
無形固定資産	8,709
投資その他の資産	37,478
投資有価証券	16,197
退職給付に係る資産	17,173
繰延税金資産	2,436
その他	1,698
貸倒引当金	△26
資産合計	349,895

科目	金額
負債の部	
流動負債	75,201
支払手形及び買掛金	16,235
短期借入金	267
1年内返済予定の長期借入金	15,000
未払金	16,161
未払費用	14,016
未払法人税等	2,100
契約負債	3,347
製品保証引当金	680
事業整理損失引当金	66
事業構造改善引当金	1,022
その他	6,307
固定負債	43,541
長期借入金	34,500
リース債務	4,661
繰延税金負債	1,326
事業整理損失引当金	378
事業構造改善引当金	1,075
退職給付に係る負債	781
その他	820
負債合計	118,742
純資産の部	
株主資本	203,286
資本金	48,592
資本剰余金	39,917
利益剰余金	128,005
自己株式	△13,228
その他の包括利益累計額	27,867
その他有価証券評価差額金	7,147
為替換算調整勘定	16,761
退職給付に係る調整累計額	3,959
純資産合計	231,153
負債純資産合計	349,895

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		268,828
売上原価		152,730
売上総利益		116,098
販売費及び一般管理費		101,890
営業利益		14,208
営業外収益		
受取利息	1,592	
受取配当金	247	
為替差益	2,235	
その他	347	4,421
営業外費用		
支払利息	342	
その他	367	709
経常利益		17,920
特別利益		
固定資産売却益	6,472	
投資有価証券売却益	374	
退職給付信託返還益	971	7,817
特別損失		
固定資産除売却損	971	
減損損失	2,444	
事業構造改善費用	3,628	
特別退職金	1,115	8,158
税金等調整前当期純利益		17,579
法人税、住民税及び事業税	3,978	
法人税等調整額	1,692	5,670
当期純利益		11,909
親会社株主に帰属する当期純利益		11,909

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	48,592	50,123	126,694	△14,397	211,012
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△10,598		△10,598
親会社株主に帰属する当期純利益			11,909		11,909
自己株式の取得				△9,122	△9,122
自己株式の処分		△14		99	85
自己株式の消却		△10,192		10,192	－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	△10,206	1,311	1,169	△7,726
当連結会計年度末残高	48,592	39,917	128,005	△13,228	203,286

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	1,911	8,459	218	10,588	221,600
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当					△10,598
親会社株主に帰属する当期純利益					11,909
自己株式の取得					△9,122
自己株式の処分					85
自己株式の消却					－
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額）	5,236	8,302	3,741	17,279	17,279
当連結会計年度変動額合計	5,236	8,302	3,741	17,279	9,553
当連結会計年度末残高	7,147	16,761	3,959	27,867	231,153

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① **連結子会社の数** 37社
主要な連結子会社名
山形カシオ株式会社、Casio America, Inc.、Casio Europe GmbH、Casio Computer (Hong Kong) Ltd.、カシオ電子（深圳）有限公司、カシオ（中国）貿易有限公司、カシオ電子科技（中山）有限公司、カシオ電子（韶関）有限公司、Casio Singapore Pte., Ltd.、Casio (Thailand) Co., Ltd.
当連結会計年度において、清算終了のため2社を連結の範囲から除外しております。
- ② **非連結子会社の名称等**
該当はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① **持分法適用の関連会社数** 1社
会社名 マス株式会社
当連結会計年度において、清算終了のため1社を持分法適用の範囲から除外しております。
- ② **持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等**
該当はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、カシオ電子（深圳）有限公司他10社を除いて、連結決算日に一致しております。
カシオ電子（深圳）有限公司他7社の決算日は12月31日であり、当連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。
その他3社の決算日は12月31日であり、連結決算日との差異が3ヶ月を超えないので、当連結計算書類の作成に当たっては各社の当該事業年度に係る計算書類を基礎としております。なお、当該決算日と連結決算日が異なることから生ずる連結会社間取引に係る会計記録の重要な不一致等については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

- ① **有価証券の評価基準及び評価方法**
イ. 満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）によっております。
ロ. その他有価証券
・ 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）によっております。
・ 市場価格のない株式等
主として移動平均法による原価法によっております。
- ② **デリバティブの評価基準及び評価方法**
時価法によっております。
- ③ **棚卸資産の評価基準及び評価方法**
主として先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

④ 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び当社の本社建物及び構築物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）、在外連結子会社は主として定額法によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

・市場販売目的のソフトウェア

見込販売収益に基づく減価償却方法（ただし、3年以内）によっております。

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、一部の在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しており、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

⑤ 引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

販売済製品に対して保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額を計上しております。

ニ. 事業整理損失引当金

事業整理に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

ホ. 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

⑥ 収益及び費用の計上基準

当グループは、時計、コンシューマ（E d T e c h、サウンド）、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業活動を展開しております。

時計、コンシューマにおいては、主に製品販売を行っており、国内販売においては、主として出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため出荷時点で、海外販売においては、主として引渡時点で支配が顧客に移転されると判断し、収益を認識しております。

システムにおいては、主に製品販売及びソリューション、保守サービスの提供を行っており、製品販売及びソリューションの提供においては、主として顧客による検収時点で支配が顧客に移転されると判断し、収益を認識しております。また、保守サービスの提供においては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

その他においては、主に国内で製品販売を行っており、主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

⑦ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑧ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

⑨ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る資産及び退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において、「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は、金額の重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。なお、前連結会計年度の「固定負債」の「その他」に含めていた「リース債務」は2,271百万円であります。

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、固定資産の除却に関連して発生した費用として合算表示することが適切であると判断し、当連結会計年度より「固定資産除却損」として表示しております。なお、前連結会計年度の「特別損失」の「固定資産除却損」は29百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

棚卸資産 61,574百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

棚卸資産の貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。期末における正味売却価額が取得価額よりも下落している場合には、正味売却価額まで簿価を切り下げ、一定の回転期間を超える営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、主に過去の販売、処分実績等に基づき見積もった価額により定期的に簿価を切り下げる方法により収益性の低下の事実を反映しております。

当グループの製品販売は、世界各国の経済状況による需要動向及び個人消費動向の影響を受けております。期末における正味売却価額及び過去の販売、処分実績等に基づく見積り価額は、これらの市場環境の変動等によって影響を受ける可能性があります。販売価格、販売、処分状況が著しく変動した場合は、翌連結会計年度の棚卸資産及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

98,556百万円

(2) 輸出手形割引高

332百万円

(3) 訴訟等

当社の連結子会社であるCasio Electronics Co.Ltd. (以下、「Casio UK」という。)は、以下のとおり、2023年8月21日に集団訴訟の申立書の送達を受けました。当訴訟の財務上の影響について、合理的に見積ることができないため、引当金は計上していません。

① 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

2013年2月から2018年4月にかけて英国で行なわれた当社楽器製品の販売において、Casio UKが再販売価格維持行為を行ったとする競争法違反の決定を英国競争市場庁より受けておりました。これにより消費者が不当に高い価格で製品を購入したとして、発生した損害額の賠償を求める集団訴訟が申立てられたものです。

② 訴訟を提起した者の概要

イングランド及びウェールズの弁護士であるElisabetta Sciallis氏を代表とする原告団で、2015年10月1日から2019年4月5日の間に該当する製品を英国内で購入した者が原告団を構成します。

③ 訴訟内容

イ. 訴えの内容

Casio UK及び同社の親会社である当社に対し、Casio UKの再販売価格維持行為により、2015年10月1日から2019年4月5日の間に該当製品を購入した消費者に発生した損害額の賠償を請求するものです。

ロ. 訴訟の目的の価額

申立書には、原告団がCasio UK及び当社に対して主張する賠償請求金額は記載されておりません。

④ 今後の見通し

集団訴訟の手続きにおいて、原告団の規模、訴訟の目的の価額が判明する見通しです。

5. 連結損益計算書に関する注記

事業構造改善費用

システムにおけるPA事業の構造改革に伴う、資産廃棄損、固定資産の減損損失及び評価損、その他関連費用、並びに子会社独自事業の終息に伴う費用であります。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当連結会計年度末 (千株)
普通株式	249,021	—	7,500	241,521

(注) 普通株式の発行済株式の総数の減少7,500千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少であります。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

2023年6月29日開催の第67回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額
5,382百万円
- ・1株当たり配当額
22円50銭
- ・基準日
2023年3月31日
- ・効力発生日
2023年6月30日

2023年11月8日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額
5,215百万円
- ・1株当たり配当額
22円50銭
- ・基準日
2023年9月30日
- ・効力発生日
2023年12月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月27日開催の第68回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ・配当金の総額
5,215百万円
- ・配当の原資
利益剰余金
- ・1株当たり配当額
22円50銭
- ・基準日
2024年3月31日
- ・効力発生日
2024年6月28日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当グループは、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、運転資金及び設備投資に必要な資金は社債発行や銀行等金融機関からの借入によって調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を定期的に行い、リスク低減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主として安全性の高い高格付けの債券と業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、保有状況を見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内の支払期日であります。

支払手形及び買掛金、未払金、借入金、リース債務は、流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）に晒されておりますが、当グループでは、手元流動性を連結売上高の一定以上に維持することなどにより管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係るキャッシュ・フローの固定化を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に則っており、当該規程では、デリバティブ取引の管理方針、利用目的、利用範囲、組織体制、業務手続及び取引相手方の範囲に関する事項が規定されており、相互牽制機能が動くような実施体制及び報告体制を整備しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額259百万円）は、次表「(1)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	7,000	7,000	—
②その他有価証券	54,637	54,637	—
(2) 1年内返済予定の長期借入金	(15,000)	(14,981)	△19
(3) 長期借入金	(34,500)	(34,458)	△42
(4) リース債務	(4,661)	(4,651)	△10

(*) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	15,938	—	—	15,938
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	9,999	—	9,999
その他	—	28,700	—	28,700
資産計	15,938	38,699	—	54,637

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	—	—	—	—
社債	—	—	—	—
その他	—	7,000	—	7,000
資産計	—	7,000	—	7,000
1年内返済予定の長期借入金	—	14,981	—	14,981
長期借入金	—	34,458	—	34,458
リース債務	—	4,651	—	4,651
負債計	—	54,090	—	54,090

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式、債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

1年内返済予定の長期借入金、長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりますが、金利スワップの特例処理の対象とされているものは、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	時計	コンシューマ	システム	その他	合計
時計	167,036	—	—	—	167,036
E d T e c h	—	61,795	—	—	61,795
サウンド	—	22,753	—	—	22,753
システム	—	—	12,530	—	12,530
その他	—	—	—	4,714	4,714
顧客との契約から生じる収益	167,036	84,548	12,530	4,714	268,828
外部顧客への売上高	167,036	84,548	12,530	4,714	268,828

(注) 当連結会計年度より、教育事業をE d T e c h事業、楽器事業をサウンド事業に名称を変更しております。この変更は名称の変更のみであり、その内容に与える影響はありません。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約負債の残高

契約負債は、主に、製品販売、保守サービスの提供について、支払い条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、2,043百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	1,937
1年超	1,410
合計	3,347

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

997円27銭

(2) 1株当たり当期純利益

50円91銭

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社キャピタルアロケーション方針に基づき、資本効率の向上及び株主還元の拡充を目的として、自己株式の取得及び消却を行うものです。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数：3,800千株（上限）
- (3) 株式の取得価額の総額：5,000百万円（上限）
- (4) 取得期間：2024年5月15日から2024年7月31日
- (5) 取得方法：東京証券取引所の立会市場における買付け

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却する株式の数：上記2により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日：2024年8月30日

(構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会において、抜本的な収益体質改善のための構造改革の一環としてグローバルの人員最適化の実施について決議いたしました。

1. 実施の背景

当社は2030年度の企業価値最大化を目指し、2024年3月期を初年度とする3ヶ年の中期経営計画を公表し、事業構造改革に取り組んでおります。しかしながら、中国における景気悪化、電子ピアノ市場の長期にわたる低迷など、想定以上の事業環境の悪化により、初年度となる2023年度において、大幅な業績の悪化を招きました。当社は、この状況を改善し、持続的な成長を実現するためには、収益体質改善に向けた更なる構造改革が必要であると考えます。その中で、早期の成長基盤立て直しを実現すべく、組織と人員構成を最適化するための施策の一環として、この度グローバルの人員最適化を実施することといたしました。

2. 実施の概要

事業ポートフォリオに沿った組織の再編と人員の適正化、並びに社員一人あたりの生産性向上を図るために、グローバルに組織体制・人員数の最適化を実施します。対象はグループ全社で約500人規模を計画しており、2024年度中に実行する予定です。これにより2025年度の固定費削減効果は、実施前と比較して約50億円となる見込みです。なお本施策は、現地の労働法、規則、規制に従って実施いたします。

3. 実施による損失の見込額

現時点では損失の見込額は未定です。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	152,246
現金及び預金	33,257
受取手形	137
電子記録債権	985
売掛金	34,376
有価証券	45,698
製品	20,279
原材料及び貯蔵品	5,540
その他	12,106
貸倒引当金	△135
固定資産	113,374
有形固定資産	36,917
建物	7,361
構築物	137
機械及び装置	597
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	1,663
土地	26,095
リース資産	364
建設仮勘定	695
無形固定資産	7,555
ソフトウェア	7,515
その他	40
投資その他の資産	68,901
投資有価証券	15,992
関係会社株式	26,656
関係会社出資金	11,903
前払年金費用	10,285
繰延税金資産	3,199
その他	863
資産合計	265,621

科目	金額
負債の部	
流動負債	55,817
支払手形	8
電子記録債務	1,516
買掛金	12,837
短期借入金	4,531
1年内返済予定の長期借入金	15,000
リース債務	202
未払金	9,546
未払費用	5,417
未払法人税等	372
契約負債	2,426
製品保証引当金	680
役員賞与引当金	40
事業構造改善引当金	682
その他	2,555
固定負債	35,880
長期借入金	34,500
リース債務	258
事業構造改善引当金	938
その他	182
負債合計	91,698
純資産の部	
株主資本	166,778
資本金	48,592
資本剰余金	39,424
資本準備金	14,565
その他資本剰余金	24,858
利益剰余金	91,990
利益準備金	7,090
その他利益剰余金	84,900
固定資産圧縮積立金	107
別途積立金	39,880
繰越利益剰余金	44,913
自己株式	△13,228
評価・換算差額等	7,144
その他有価証券評価差額金	7,144
純資産合計	173,923
負債純資産合計	265,621

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額
売上高	185,810
売上原価	145,308
売上総利益	40,502
販売費及び一般管理費	44,893
営業損失	4,391
営業外収益	
受取利息及び受取配当金	11,750
為替差益	2,234
その他	403
営業外費用	
支払利息	228
その他	242
経常利益	9,526
特別利益	
固定資産売却益	6,463
投資有価証券売却益	374
退職給付信託返還益	970
関係会社清算益	750
特別損失	
固定資産除売却損	950
減損損失	2,311
事業構造改善費用	3,134
特別退職金	987
税引前当期純利益	10,701
法人税、住民税及び事業税	361
法人税等調整額	10
当期純利益	10,329

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	48,592	14,565	35,064	49,630	7,090	122	39,880	45,165	92,258
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩						△15		15	－
剰余金の配当								△10,597	△10,597
当期純利益								10,329	10,329
自己株式の取得									
自己株式の処分			△13	△13					
自己株式の消却			△10,191	△10,191					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	△10,205	△10,205	－	△15	－	△252	△268
当期末残高	48,592	14,565	24,858	39,424	7,090	107	39,880	44,913	91,990

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△14,396	176,083	1,909	1,909	177,992
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		－			－
剰余金の配当		△10,597			△10,597
当期純利益		10,329			10,329
自己株式の取得	△9,122	△9,122			△9,122
自己株式の処分	98	84			84
自己株式の消却	10,191	－			－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			5,235	5,235	5,235
当期変動額合計	1,168	△9,305	5,235	5,235	△4,069
当期末残高	△13,228	166,778	7,144	7,144	173,923

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

③ その他有価証券

- ・市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- ・市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び本社の建物及び構築物並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売収益に基づく減価償却方法（ただし、3年以内）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

- ・その他

定額法によっております。

③ リース資産

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

販売済製品に対して当社の保証期間に発生が見込まれるアフターサービス費用を計上したものであり、この計上額は過去1年間のアフターサービス費の実績額を基準として算出しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、当該超過額を投資その他の資産の「前払年金費用」に計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤ 事業構造改善引当金

事業構造改革に伴い発生する損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、時計、コンシューマ（E d T e c h、サウンド）、システム、その他の分野において、開発・生産から販売・サービスにわたる事業活動を展開しております。

時計、コンシューマにおいては、主に製品販売を行っており、国内販売においては、主として出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため出荷時点で、海外販売においては、主として引渡時点で支配が顧客に移転されると判断し、収益を認識しております。

システムにおいては、主に製品販売及びソリューション、保守サービスの提供を行っており、製品販売及びソリューションの提供においては、主として顧客による検収時点で支配が顧客に移転されると判断し、収益を認識しております。また、保守サービスの提供においては、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

その他においては、主に国内で製品販売を行っており、主として出荷時から製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。

顧客と約束した対価に変動対価が含まれる場合、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される際に、解消される時点までに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、変動対価を取引価格に含めております。

履行義務を充足してから対価を受領するまでの期間が通常は1年以内であるため、当該顧客との契約に基づく債権について、重要な金融要素の調整は行っておりません。

(7) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(8) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(9) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書

前事業年度において、独立掲記しておりました「特別損失」の「固定資産除却損」は、固定資産の除売却に関連して発生した費用として合算表示することが適切であると判断し、当事業年度より「固定資産除売却損」として表示しております。なお、前事業年度の「特別損失」の「固定資産除売却損」は8百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
製品	20,279
原材料及び貯蔵品	5,540
合計	25,820

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記 棚卸資産の評価 (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報」に記載した内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

72,255百万円

(2) 輸出手形割引高

331百万円

(3) 訴訟等

連結注記表「4. 連結貸借対照表に関する注記 (3) 訴訟等」に記載した内容と同一であります。

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権

32,063百万円

金銭債務

15,968百万円

5. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高

117,849百万円

仕入高

115,135百万円

営業取引以外の取引高

2,993百万円

(2) 事業構造改善費用

システムにおけるPA事業の構造改革に伴う、資産廃棄損、固定資産の減損損失及び評価損、その他関連費用であります。

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	9,802	7,504	7,571	9,734

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加7,504千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加7,500千株、単元未満株式の買取りによる増加4千株、譲渡制限付株式の無償取得による増加0千株であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少7,571千株は、取締役会の決議に基づく自己株式の消却による減少7,500千株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少71千株、単元未満株式の買増請求による減少0千株であります。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

無形固定資産	2,084百万円
棚卸資産	1,331
未払費用 (賞与分)	1,065
関係会社株式・出資金	709
有形固定資産	632
その他	2,486
繰延税金資産小計	8,310百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,002
評価性引当額小計	△1,002
繰延税金資産合計	7,308百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△3,153百万円
退職給付関連	△908
固定資産圧縮積立金	△47
繰延税金負債合計	△4,109百万円
繰延税金資産の純額	3,199百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Casio America, Inc.	直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	18,755	売掛金	4,406
子会社	Casio Europe GmbH	直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	24,371	売掛金	7,024
子会社	Casio Computer (Hong Kong) Ltd.	直接 100.0	当社電子時計・電卓・電子楽器等の製造	製品の仕入 配当の受取	44,738 2,146	買掛金 —	3,864 —
子会社	カシオ電子(深圳)有限公司	直接 100.0	当社電子時計の設計・製造	製品の仕入	21,795	買掛金	2,397
子会社	Casio Singapore Pte.,Ltd.	直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	19,072	売掛金	2,301
子会社	Casio (Thailand) Co., Ltd.	直接 100.0	当社電子時計・電卓の製造	製品の仕入 原材料の有償支給	32,487 10,864	買掛金 その他流動資産	2,427 4,153
子会社	Casio Middle East and Africa FZE	直接 100.0	当社製品の販売	製品の販売	17,049	売掛金	3,713

(注) 1. 製品の仕入及び原材料の有償支給については、原価及び市場価格を勘案し交渉のうえで価格を決定しております。

2. 製品販売については、製品の市場価格を勘案し交渉のうえで価格を決定しております。

3. 配当の受取については、剰余金の分配可能額を基礎とした一定の基準に基づき合理的に決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

750円36銭

(2) 1株当たり当期純利益

44円15銭

11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得及び消却)

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記 (自己株式の取得及び消却)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化)

連結注記表「10. 重要な後発事象に関する注記 (構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

事業報告に係る附属明細書

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況

1. 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職の状況（2024年3月31日現在）

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	尾崎 元規	—	—
取締役	数原 英一郎	三菱鉛筆株式会社	代表取締役 会長
		富士急行株式会社	社外監査役
取締役 (監査等委員)	阿部 博友	名古屋商科大学ビジネススクール	教授
		株式会社アウトソーシング	社外取締役
取締役 (監査等委員)	千葉 通子	千葉公認会計士事務所	公認会計士
		株式会社NTTドコモ	社外取締役(監査等委員)
		株式会社ニコン	社外取締役(監査等委員)

計算書類に係る附属明細書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 販売費及び一般管理費の明細

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	期末 残高	期末減価償却 累計額又は 償却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	建物	42,072	177	1,295 (0)	40,954	33,592	564	7,361
	構築物	2,405	—	158	2,246	2,109	13	137
	機械及び装置	7,006	550	132 (9)	7,423	6,826	437	597
	車両運搬具	17	—	—	17	16	0	0
	工具、器具及び備品	29,520	2,307	1,686 (270)	30,140	28,477	2,005	1,663
	土地	27,376	—	1,280	26,095	—	—	26,095
	リース資産	1,833	218	452 (15)	1,598	1,233	226	364
	建設仮勘定	773	270	348	695	—	—	695
	計	111,005	3,523	5,356 (295)	109,172	72,255	3,249	36,917
無形 固定 資産	ソフトウェア	29,278	5,168	4,244 (2,036)	30,202	22,686	4,541	7,515
	その他	506	—	56 (0)	449	409	0	40
	計	29,784	5,168	4,301 (2,036)	30,652	23,096	4,542	7,555

(注) 1. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額です。

2. 当期増加額の主なもの

ソフトウェア 自社利用ソフトウェアの取得 3,702百万円

3. 当期減少額の主なもの

ソフトウェア 償却完了 1,656百万円

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	145	135	145	135
製品保証引当金	700	680	700	680
役員賞与引当金	34	40	34	40
事業構造改善引当金	828	1,180	387	1,621

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：百万円)

科目	金額	摘要
運賃荷造費	2,591	
広告宣伝費	5,208	
販売促進費	2,789	
販売手数料	244	
サービス費	3,002	
給料手当及び賞与手当	14,521	
役員賞与引当金繰入額	40	
退職給付費用	43	
法定福利費	2,200	
株式報酬費用	80	
厚生費	249	
交際費	31	
旅費交通費	863	
通信費	295	
消耗品費	188	
図書及び調査費	79	
動産賃借料	187	
租税公課	959	
減価償却費	844	
修繕費	633	
水道光熱費	199	
保険料	74	
地代家賃	589	
研究開発費	4,860	
寄付金	37	
雑費	4,074	
計	44,893	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

川 瀬 洋 人

公 認 会 計 士

岩 宮 晋 伍

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カシオ計算機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

カシオ計算機株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員
指 定 有 限 責 任 社 員
業 務 執 行 社 員

公 認 会 計 士

川 瀬 洋 人

公 認 会 計 士

岩 宮 晋 伍

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カシオ計算機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第68期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の教育アプリ「ClassPad.net」のシステムへの不正アクセスによる一部のお客様の個人情報の外部漏えいにつきましては、監査等委員会は調査内容及び再発防止策の実施を確認しており、今後も継続して再発防止策の実施状況を監視、検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

カシオ計算機株式会社 監査等委員会

監査等委員 阿部 博 友 ㊞

監査等委員 千葉 通 子 ㊞

常勤監査等委員 山口 昭 彦 ㊞

(注) 監査等委員阿部博友及び千葉通子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

別紙3 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2024年5月14日開催の取締役会の決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得及び同法第178条の規定に基づく自己株式の消却について、以下のとおり実施しました。

1. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類：当社普通株式
- (2) 取得した株式の総数：3,800千株
- (3) 株式の取得価額の総額：4,518百万円
- (4) 取得期間：2024年5月15日から2024年7月31日
- (5) 取得方法：東京証券取引所の立会市場における買付け

2. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却した株式の種類：当社普通株式
- (2) 消却した株式の数：3,800千株
- (3) 消却日：2024年8月30日

(構造改革の一環としてのグローバルの人員最適化)

当社は、事業ポートフォリオに沿った組織の再編と人員の適正化、並びに社員一人あたりの生産性向上を図るために、グローバルに組織体制・人員数の最適化を実施しています。対象はグループ全社で2024年度中に実行する予定です。

(不正アクセスによるシステム障害)

2024年10月5日に当社のサーバーが不正アクセスを受けたことにより、不正アクセスを受けたサーバーをインターネットや社内ネットワークから遮断する措置を講じたため、当社及び当社の関係会社の重要なシステムが一部使用できなくなり、一部のサービス停止等もありました。その結果、販売、生産等の営業活動に影響があり、2025年3月期半期報告書の提出期限延長を行うなど決算スケジュールへの影響もありました。

別紙4 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等

第22期事業報告 カシオエステート
事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度における売上高は、前期比7.0%減の71百万円となりました。

当事業年度における経常利益は、前期比61.1%減の16百万円となりました。

(2) 資金調達等についての状況

該当事項はありません。

(3) 財産及び損益の状況

区分	第19期 (令和3年3月期)	第20期 (令和4年3月期)	第21期 (令和5年3月期)	第22期(当期) (令和6年3月期)
売上高(千円)	89,740	77,273	76,622	71,249
営業利益(千円)	46,615	26,881	36,521	12,205
経常利益(千円)	49,981	30,195	40,046	15,597
当期純利益(千円)	32,347	18,980	25,644	11,960
1株当たり当期純利益(円)	745.32	437.32	590.87	275.57
総資産	1,074,363	1,053,236	1,063,608	1,061,364
純資産	1,046,894	1,033,541	1,040,045	1,026,355
1株当たり純資産額(円)	24,121.99	23,814.31	23,964.18	23,648.74

(4) 対処すべき課題

該当事項はありません。

(5) 主要な事業内容

不動産の賃貸および管理に関する業務

(6) 主要な事業所及び使用人の状況

① 主要な事業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区本町一丁目6番2号

② 使用人の状況

使用人数 1名（前事業年度末比1名減）

計算書類

第22期

自令和 5年 4月 1日
至令和 6年 3月31日

カシオエステート株式会社

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位:円)

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
【流動資産】	236,276,875	【流動負債】	35,008,506
現金及び預金	2,942,101	未払金	24,100,320
売掛金	165,000	未払費用	446,091
未収入金	5,709,258	未払賞与	516,300
短期貸付金	227,460,516	未払法人税等	3,579,600
		前受金	6,366,195
【固定資産】	825,087,059	【固定負債】	-
有形固定資産	822,641,833		
建物	176,428,034		
構築物	45,591		
工具器具備品	3		
土地	646,168,205		
投資その他の資産	2,445,226		
繰延税金資産	2,445,226		
		負債合計	35,008,506
		(純資産の部)	
		【株主資本】	1,026,355,428
		資本金	100,000,000
		資本剰余金	888,304,528
		その他資本剰余金	888,304,528
		利益剰余金	38,050,900
		利益準備金	25,000,000
		その他利益剰余金	13,050,900
		土地圧縮積立金	1,067,044
		繰越利益剰余金	11,983,856
		純資産合計	1,026,355,428
資産合計	1,061,363,934	負債・純資産合計	1,061,363,934

損益計算書

(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:円)

科 目	金	額
売上高		71,249,400
売上原価		-
売上総利益		71,249,400
販売費及び一般管理費		59,043,929
営業利益		12,205,471
営業外収益		
受取利息	140,489	
雑収入	3,250,960	3,391,449
営業外費用		-
経常利益		15,596,920
特別利益		
固定資産売却益	3,923,930	3,923,930
特別損失		-
税引前当期純利益		19,520,850
法人税、住民税及び事業税	5,854,270	
法人税等調整額	1,707,045	7,561,315
当期純利益		11,959,535

株主資本等変動計算書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:円)

	株 主 資 本							株主資本 合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金		利益 剰余金 合計		
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金	土地圧縮 積立金			
当期首残高	100,000,000	888,304,528	888,304,528	25,000,000	1,067,044	25,673,721	51,740,765	1,040,045,293	1,040,045,293
当期変動額									
剰余金の配当			-			-25,649,400	-25,649,400	-25,649,400	-25,649,400
当期純利益			-			11,959,535	11,959,535	11,959,535	11,959,535
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-13,689,865	-13,689,865	-13,689,865	-13,689,865
当期末残高	100,000,000	888,304,528	888,304,528	25,000,000	1,067,044	11,983,856	38,050,900	1,026,355,428	1,026,355,428

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)及び
2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 261,861,714円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末における発行済株式の数

普通株式 43,400株

(2) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2023年6月22日の定時株主総会において、次の通り決議されました。

配当金の総額 25,649,400円

1株当たりの配当額 591.00円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月23日

(3) 当事業年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2024年6月25日開催予定の定時株主総会において、次の通り決議を予定しております。

配当金の総額 11,978,400円

1株当たりの配当額 276.00円

基準日 2024年3月31日

効力発生日 2024年6月26日

計算書類に係る附属明細書

第22期

自令和 5年 4月 1日
至令和 6年 3月31日

カシオエステート株式会社

1. 有形固定資産の明細

(単位:円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物	195,681,498	-	5,558,500	13,694,964	176,428,034	253,815,963
	構築物	91,181	-	2	45,588	45,591	584,409
	工具器具備品	6	-	3	-	3	7,461,342
	土地	668,074,241	-	21,906,036	-	646,168,205	-
	計	863,846,926	-	27,464,541	13,740,552	822,641,833	261,861,714

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:円)

科目		金額
人 件 費	賃金・給料手当	2,589,173
	賞与手当	1,038,930
	通勤費	94,893
	退職給付費用	157,008
	法定福利費	620,726
小計		4,500,730
経 費	租税公課	7,545,700
	減価償却費	13,740,552
	旅費交通費	1,600
	通信費	67,914
	修繕費	20,909,000
	保険料	174,707
	雑費	12,103,726
小計		54,543,199
合計		59,043,929